

秋田県公安委員会告示第69号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和7年8月26日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
152	株式会社藤商事 代表取締役 今山 武成 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ	P防振り 極振り12 9verFVZ	第510561号
153	株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	ぱちんこ	e源外伝EHLG	第5P0711号
154	タイヨーエレクトリック株式会社 代表取締役 田中 宏孝 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー	ぱちんこ	e盾の勇者の成り上がり EREF	第5P0814号